４　法第50条の13に関し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。

５　総務省は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第８条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の２第３項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。

第２　電気通信番号の使用に関する基本的事項

［１～４　略］

５　利用者設備識別番号については、第３に定める事項によること。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［６・７　略］

第３　利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
［略］			

４　法第50条の12に関し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。

５　総務省は、第２の５⑴の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第８条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の２第３項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。

第２　［同左］

［１～４　同左］

５　利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第３に定める事項によること。

⑴　他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。

⑵　他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面（電磁的記録を含む。⑶において同じ。）において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（この５に掲げるものを含む。⑶において同じ。）を遵守することについて合意すること。

⑶　利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約（当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。）を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。

⑷　他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。

⑸　利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

［６・７　同左］

第３　［同左］

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
［同左］			